

「子ども安全安心対策事業」Q&A

No.	事 項	質 問	回 答
■(1)送迎用バスの改修支援事業			
1	交付の対象	いつから事業実施するものが補助対象となるのか。	令和4年9月5日以降の安全装置の導入に係る経費(交付決定日以前に実施した事業も支援対象とする。)
2	補助対象	装置に付帯する機能の経費(例えば、アラーム時における緊急通報メールの通信料)も対象となるのか。	装置に付帯している機能の経費(通信料等)については、装置・機器の購入費、リース料、導入費用に付帯するものとして補助初年度に限って対象とする
3	補助対象	リースの車両についても補助対象となるのか。	今般の省令改正への対応として通所用車両への安全装置の装備を行う(令和4年9月5日以降に行ったものを含む)ものであり、装置の早期導入による子どもの安全確保、急激な対応に伴う財政的な負担を支援する観点から、リースの車両についても補助対象とする。 ＜考えられるケース例＞ (1)車両のリース元会社と協議の上、児童発達支援事業所等が安全装置を購入し車両に装備(改修)するケース →将来的に発生する経費(装置の保守点検や故障、リース契約終了等により車両から装置を取り外す際に必要となる経費)は補助対象外となる。 →リース契約における車両台数分を上限とする。 (2)車両のリース元会社が安全装置を購入し車両に装備(改修)することに伴い、従来の車両リース料金に対して、新たに装置(改修)分が加算されるケース →装置の装備(改修)に伴う適正な加算額であることの確認が必要となるが、確認書類については自治体における事務負担等も考慮して補助金申請時には提出を求めないが、事実関係の確認等が生じた場合には国への提出を求めることとなるので留意すること。 →事業申請年度に限って、装置導入経費(装置購入費や取り付け費)として該当する経費を車両のリース料に加算する場合が対象となる。この場合、加算が開始される初月に一括計上するケースや月割りとすることも考えられるが、いずれにしても事業申請年度のための補助となる。(令和4年度事業で補助対象とした場合、当該車両の装置に係るリース料加算分への補助は補助済みの扱いとなり、令和5年度には対象外となる。) →リース契約における車両台数分を上限とする。 ただし、上記(1)、(2)いずれの場合にも、児童発達支援事業所等が運行する通所用車両1台あたりの定額(装置装備の義務化施設17.5万円)までが限度であることも踏まえ、次のことも留意する必要がある。 ＜留意事項＞ (1)リース会社の変更や車検、車両ローテーションの変更等による変更車両は補助対象とならないこと。(リース会社の所有車両への補助ではない) (2)リース料金の加算額(当該年度の総額)に対する補助限度額についても定額までとなること。
4	補助対象	外部委託している車両も補助対象となるのか。	今般の省令改正への対応として通所用車両への安全装置の装備を行う(令和4年9月5日以降に行ったものを含む)ものであり、装置の早期導入による子どもの安全確保、急激な対応に伴う財政的な負担を支援する観点から、外部委託している車両についても補助対象とする。 ＜考えられるケース例＞ (1)車両運行の委託先事業者と協議の上、児童発達支援事業所等が安全装置を購入し車両に装備(改修)するケース →将来的に発生する装置の保守点検や故障、委託契約終了等により車両から装置を取り外す際に必要となる経費等)は補助対象外となる。 →車両運行委託契約に基づく運行台数を上限として、当該車両に必要な装置の装備に要する経費を対象とする。 (2)車両運行の委託先事業者が安全装置を購入し車両に装備(改修)するケース →車両運行委託契約に基づく運行台数を上限として、当該車両に必要な装置の装備に要する経費を対象とする。ただし、上記(1)、(2)いずれの場合にも、児童発達支援事業所等が運行する通所用車両1台あたりの定額(装置装備の義務化施設17.5万円)までが限度であることも踏まえ、次のことも留意する必要がある。 ＜留意事項＞(1)委託事業者の変更や車検、車両ローテーションの変更等による変更車両は補助対象とならないこと。(事業者の所有車両への補助ではない)
5	補助対象	安全装置を付けた後、修理費等が生じた場合、その経費も対象となるか。	修理費等は児童発達支援事業所等の負担となる。
6	補助対象	車検により、代車で運行する車両も補助の対象となるのか。	代車は、補助対象とならない。(補助については、運行(稼働)台数を上限とするとともに、当初使用していた送迎用車両については補助を受けているため)
7	補助対象	静岡県のバス置き去り事故直後に設置した安全装置についても補助対象になるとのことだが、推奨リストの中に掲載のない装置である場合に、補助対象となるのか。	補助対象となる装置は、R4.9.5以降に装備した装置であって、且つ、ガイドラインに適合している装置(リスト掲載装置)とする。 ※なお、R4.9.5以降にガイドラインを満たしていない装置を導入し、当該装置をガイドラインを満たす性能基準に更新する場合には、先行装置にかかる経費と更新にかかる経費について合計した額を定額の範囲内で補助する。
8	補助対象	事業所外活動で使用する車両は、補助の対象となるのか。	補助対象にならない。(通所用に使用する車両が補助対象となる)
9	補助対象	委託車両の契約が変わった場合に、取り外し費用と新たな設置費用も補助対象となるのか。	取り外しの費用は、補助対象とはならない。また、年度変わりに委託車両の会社が異なった場合の補助については、契約台数を上限としているため、既に補助を利用して装置の装備を行った車両台数分については、補助対象外となる。(運行委託契約台数を上限とするため)
10	補助対象	国が公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」における「オプションで追加できる機能・価格」欄に記載されている機能等の導入は補助対象となるのか。	・安全装置本体とは独立して機能するものは補助対象外となる。(こどもが押すSOSボタン等) ・ただし、例えば、装備本体の導入の際、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ)」J5.1.7等で望ましいものとして示されている機能を盛り込む場合、それに要する追加料金を含めた金額を装備本体の導入費用として、定額補助額内で補助する。

No.	事 項	質 問	回 答
11	補助額	定額を補助するということだが、上限額を超えた場合には、自治体で予算を計上してその超過分を補填することは可能か。	自治体の判断による。国からの補助は定額を上限とした実費となる。
12	車両の対象	2列の自動車や特定の3列の自動車が義務付けの対象外になるが、それらに安全装置を付ける場合は、補助はどのようになるのか。	2列以下の車両は補助対象とならない。また、座席が3列以上であっても、児童が確実に3列目以降を使用できないよう、措置をしている場合、補助の対象とはならない。
13	財産管理	委託契約期間が満了し、新たに別の運行业者と契約する場合、これまでに装備した安全装置については、委託業者の所有のままとして差し支えないか？それとも安全装置を取り外す必要があるか。	・補助事業により取得したものについて、補助金交付の目的に反して使用や譲渡等を行う際、装置の取得価格が1個または1組50万円以上となる場合は、処分制限期間内においては大臣の承認を得る必要がある。 ・R4年度に補助事業で安全装置を整備したものの、R5年度に別の運行业者と契約することになり、安全装置を新たに装備する必要がある場合は補助の対象とはならない。（当該車両台数分への補助は終了していることとなるため）

■(2)ICTを活用した子どもの見守り支援事業

1	交付の対象	本事業は、送迎用車両を運行していない児童発達支援センター、児童発達支援事業も対象となるのか。	本事業は、送迎用車両を運行していなくても申請できる。
2	事業内容	(2)の子どもの見守り支援システムに、(3)の登園管理システムが含まれる場合はどうしたらよいか。	機能に着目し、切り分けて申請すること。切り分けられない場合には、いずれかの事業として申請することも可能。
3	事業内容	児童等の安全確保に向けた取り組み強化に繋がらないシステム・備品等が含まれていた場合は申請できないのか。	含まれないよう、経費を切り分けて申請すること。万が一、切り分けができない場合は対象外となりますので、申請に関しては「幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化すること」に向けた取組であることを説明できるようにすること。
4	交付の対象	システム導入のため、既存のPC等の機器を買い替えるのも対象か。	システムを導入する際に必要な機器の購入については対象となる。
5	交付の対象	システム導入に必要な無線LANは対象となるか。	施設外活動等必要な場面での園の管理下における幼児の所在の把握を支援するシステムの導入にあたり、無線LAN設置による通信環境の整備が必要なのであれば、設置に係る費用については対象となる。
6	交付の対象	システムの改修費は対象か。	既に導入している見守りに係るシステムの改修については対象外。なお、既存システムに含まれていなかった見守りに係るシステムの導入や既存システムに新たなオプションとして見守りに係るシステムを付加する費用については対象となりえる。
7	交付の対象	システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外
8	交付の対象	システムを導入する際、別途備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は交付対象とできるか。	システムの導入に必要な備品の購入費用を交付対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費などのランニングコストは補助対象外。
9	交付の対象	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	導入に係る経費として、必要な経費を対象とすることは可能。

■(3)登降園管理システム支援事業

1	交付の対象	本事業は、送迎用車両を運行していない児童発達支援センター、児童発達支援事業も対象となるのか。	本事業は、送迎用車両を運行していなくても申請できる。
2	事業内容	(2)の子どもの見守り支援システムに、(3)の登園管理システムが含まれる場合はどうしたらよいか。	機能に着目し、切り分けて申請すること。切り分けられない場合には、いずれかの事業として申請することも可能。
3	事業内容	児童等の安全確保に向けた取り組み強化に繋がらないシステム・備品等が含まれていた場合は申請できないのか。	含まれないよう、経費を切り分けて申請すること。万が一、切り分けができない場合は対象外となりますので、申請に関しては「幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化すること」に向けた取組であることを説明できるようにすること。
4	交付の対象	子どもの登降園管理のためのシステムを導入する場合、周辺機器(登降園システムの園児配布用のICカード)の購入費も補助対象か。	システムを導入する際に必要な機器の購入については対象となる。
5	交付の対象	システム導入のため、既存のPC等の機器を買い替えるのも対象か。	システムを導入する際に必要な機器の購入については対象となる。
6	交付の対象	システム導入に必要な無線LANは対象となるか。	子どもの登降園管理のためのシステムの導入にあたり、無線LAN設置による通信環境の整備が必要なのであれば、設置に係る費用については対象となる。
7	交付の対象	システムの改修費は対象か。	既に導入している登降園管理に係るシステムの改修については対象外。なお、既存システムに含まれていなかった見守りに係るシステムの導入や既存システムに新たなオプションとして登降園管理に係るシステムを付加する費用については対象となりえる。
8	交付の対象	システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外
9	交付の対象	システムを導入する際、別途備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は交付対象とできるか。	システムの導入に必要な備品の購入費用を交付対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費などのランニングコストは補助対象外。
10	交付の対象	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	導入に係る経費として、必要な経費を対象とすることは可能。